第明治三十五種郵便物認可

平成２３年（フ）第７５２号
大阪府八尾市緑ケ丘５丁目12番地の１　コルティーレ緑ヶ丘402号
債務者　野村ちえみ（旧姓桑原）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５６号
大阪市住吉区長居東４丁目16番20号　マンション白菊302号
債務者　酒匂　順二
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９０１号
大阪府三島郡島本町水無瀬２丁目２番２号103
債務者　林　　孝典
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９０７号
大阪市城東区関目２丁目18番３―1104号
債務者　山岡　慎二
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９１２号
大阪府門真市千石西町３番17―302号
債務者　藤本　實義
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９１３号
大阪府門真市千石西町３番17―302号
債務者　藤本　静江
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１００１号
大阪市西成区花園南１丁目１番４号マンション和楽503号
債務者　近藤　保二
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０１０号
大阪府守口市本町１丁目５番８号　ＵＲ守口駅前アパート910号、住民票上の住所大阪府吹田市岸部南３丁目15番22号
債務者　北田　　元
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２４２号
大阪府八尾市山本町北６丁目７番30―203号
債務者　薮納　雅文
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３９９号
大阪市東淀川区豊里１丁目９番22号　メゾンローズ306号
債務者　坂﨑　惠子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４８１号
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目７番25号　エスポワール25―202号
債務者　松尾　博文
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４９１号
大阪府寝屋川市香里北之町６番11―203号
債務者　東江眞理子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５６０号
大阪市都島区大東町３丁目８番18号
債務者　濵本真由美（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５６２号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目12番４号　緑風荘606号
債務者　島村　佳成
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５６３号
大阪市港区波除１丁目２番５―1107号
債務者　中西こと　中西　藤吉
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５６７号
大阪市東住吉区鷹合３丁目16番12号
債務者　田中　広美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５６８号
大阪府大東市諸福１丁目１番18号　ハイツ北村202号
債務者　大平ちえみ
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部